

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人広島市都市整備公社建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱(以下「要綱」という。)に基づく入札により、委託業務の請負契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格(以下「最低入札価格」という。)をもって申込みをした者(要綱第13条第1項の規定により入札後資格確認型一般競争入札に付されたもの(以下「入札後資格確認入札案件」という。)にあつては、当該入札に参加するために必要な資格を有する者(以下「有資格者」という。)に限る。以下「最低価格入札者」という。)の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるかどうかについての調査(以下「低入札価格調査」という。)及び低入札価格調査を実施する場合における落札者の決定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(低入札価格調査の対象)

第2条 低入札価格調査は、次に掲げる委託業務のうち、予定価格100万円を超える競争入札を行う案件(以下「調査対象案件」という。)を対象とするものとする。

- (1) 地質調査業務
- (2) 測量業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 建築関係建設コンサルタント業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務

2 調査対象案件については、一般財団法人広島市都市整備公社契約規程(以下「規程」という。)

第4条に規定する一般競争入札の公告において、規程第5条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 調査対象案件である旨
- (2) 第6条第2項に規定する低入札価格調査報告書の提出に関すること。
- (3) 落札者の決定方法
- (4) その他低入札価格調査の実施に関し必要と認める事項

(調査基準価格)

第3条 理事長は、前条第1項に定める調査対象案件に係る契約の相手方を決定しようとするときは、当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあるかどうかの判断基準として調査基準価格を設定するものとする。

2 調査基準価格は、要綱第40条第1項から第7項までの規定に基づき定めるものとする。

3 調査基準価格は、あらかじめ、予定価格調書に記載するものとする。

(入札調査委員会)

第4条 低入札価格調査は、建設工事等競争入札調査委員会(以下「入札調査委員会」という。)において行う。

2 入札調査委員会の所掌事務その他必要な事項は、別に定める。

(落札決定の保留)

第5条 入札を執行する職員（以下「入札執行職員」という。）は、開札の結果、調査基準価格を下回る入札があったときは、その入札者名を公表し、その入札者に係る入札価格が調査基準価格を下回っている旨を告げた上、落札決定を保留し、調査基準価格を下回る入札を行った者について、最低入札価格提示者から順次、低入札価格調査を行う旨の宣言をする。

2 前項の場合においては、入札執行職員は、調査基準価格を下回った入札を行った者の入札金額を公表してはならない。

3 入札執行職員は、開札の結果、最低価格入札者が2人以上あるときは、これらの者にくじ引きをさせ、低入札価格調査を行う順番を決定するものとし、最初に低入札価格調査を行う入札参加者をもって、最低価格入札者とする。この場合において、当該入札案件が入札に参加する者に必要な資格の確認を当該入札後に行って落札者を決定する一般競争入札（以下「入札後資格確認型一般競争入札」という。）による案件であるときは、低入札価格調査を実施する前に、最低価格入札者について入札参加資格の確認を行い、資格を有すると確認された者をもって、最低価格入札者とする。

(低入札価格調査の実施)

第6条 低入札価格調査は、次に掲げる事項について、最低価格入札者のうち調査基準価格を下回る入札を行った者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により行うものとする。

- (1) その価格で入札した理由及び入札価格積算の適否に関すること。
- (2) 業務実施体制及び業務工程の適否に関すること。
- (3) 手持業務の状況の適否に関すること。
- (4) 配置技術者の適否に関すること。
- (5) 過去に実施した業務状況の適否に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

2 前項の関係資料（以下「低入札価格調査報告書」という。）は、入札終了後、理事長が指定する期限までに提出させるものとする。

3 前項の場合において、最低価格入札者のうち調査基準価格を下回る入札をした者が低入札価格調査報告書を提出しなかったときは、その者の入札を無効とする。

4 契約担当課長は、前項の低入札価格調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、入札調査委員会に付議し、意見を求めるものとする。

5 入札調査委員会は、前項の規定により意見を求められたときは、調査基準価格を下回る入札を行った者を落札者とするを適当とするかどうかの意見を述べるものとする。

(落札又は非落札の決定)

第7条 契約担当課長は、業務担当課長及び前条第5項の入札調査委員会の意見が落札決定を適当とするものであるときはその者を落札者と決定し、同委員会の意見が落札決定を不適当とす

るときはその者を落札者と決定しないものとする。この場合において、落札者の決定までの間に、当該入札者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札を無効とするものとする。

- (1) 要綱第11条第1項の規定に基づき、本会社が競争入札参加資格を取り消した場合
  - (2) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年4月1日施行）第2条の規定に基づき、指名停止措置を受けた場合
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、入札に参加する者に必要な資格を満たさなくなった場合及び入札に関する条件に違反することとなった場合
- 2 契約担当課長は、前項の規定による決定の結果を落札者及び当該入札に係る他の入札参加者に通知するものとする。ただし、調査基準価格を下回る入札を行った者を落札者と決定しない場合において、入札価格が次順位以降の者に対して低入札価格調査を更に行うべきときは、落札者と決定しないものとした者に対してその旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定により調査基準価格を下回る入札を行った者を落札者として決定しない場合は、契約担当課長は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書の提出をした他の入札参加者（入札後資格確認入札案件にあつては、有資格者に限る。）のうち最低の価格をもって入札書の提出をしたもの（以下「次順位価格入札者」という。）を落札者として決定するものとする。この場合において、次順位価格入札者が2人以上あるときには、第5条第3項の規定を準用する。
- 4 前項に規定する場合において、次順位価格入札者が調査基準価格を下回る入札を行った者であるときは、業務担当課長は、第6条及び第1項から第3項までの規定を準用して低入札価格調査等を行うものとし、その結果、当該次順位価格入札者を落札者として決定しない場合において、他の低入札価格者があるときは、以後、当該他の低入札価格者に係る入札価格の低い者から順次、これらの規定を準用して低入札価格調査等を行うものとする。
- 5 前項の規定により、最低価格入札者以外の者を落札者として決定する場合は、契約担当課長は、最低価格入札者に対しては落札者として決定しない旨及び落札者を、落札者に対しては落札者として決定した旨を、その他の入札参加者に対しては最低価格入札者を落札者として決定しない旨及び落札者を通知するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。